

# 公立大学法人山梨県立大学教職員安全衛生管理規程

(平成22年4月1日制定 法人第2702号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第48条第3項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るため、教職員の安全及び衛生に関し必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 法人における安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、これに基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）及び就業規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 教職員 就業規則第2条に規定する教職員をいう。
- (2) 事業場 飯田キャンパスを飯田事業場、池田キャンパスを池田事業場といい、その総称を事業場という。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、関係法令等の定める業務災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における教職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、この規程に定める事項を誠実に履行するとともに、常に自己の健康の保持に努めなければならない。

(衛生管理者)

第6条 各事業場に法第12条第1項に規定する人数以上の衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、理事長が指名する者をもって充てる。

(衛生管理者の職務)

第7条 衛生管理者は、次の業務に係る技術的事項を管理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 業務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、業務災害を防止するため必要な措置に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

(安全衛生担当者)

第8条 各事業場に安全衛生担当者を置くことができる。

- 2 安全衛生担当者は、理事長が選任する。
- 3 安全衛生担当者は、衛生管理者を補助するものとする。

(産業医)

第9条 理事長は、医師のうちから法第13条第1項に規定する人数以上の産業医を選任する。

- 2 産業医は、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について省令第14条第2項で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、教職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対

し、教職員の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 理事長は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(産業医の職務)

第10条 産業医の職務は、次の各号に定める業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- (1) 健康診断及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関すること。（第23条第1項に規定する健康管理区分に関することを含む。）
- (5) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (8) 前7号に掲げる事項について、必要により理事長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言すること。
- (9) 所管する各事業場を原則として月1回以上巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう理事長に対して勧告すること。

(衛生委員会)

第11条 理事長は、次の事項を調査審議させ、意見を述べさせるため、各事業場に衛生委員会を設けなければならない。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- (6) 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (7) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (8) 法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (9) 定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (10) 教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (11) 長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) 教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、教職員の健康障害の防止に関すること。

(衛生委員会の組織)

第12条 衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 各事業場の教職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから事務局長が指名した者

2 第1項第2号から第4号までに掲げる委員の定数は8人以内とし、その半数は当該事業場の教職員で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては当該事業場の教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

3 第1項第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(衛生委員会の委員長)

第13条 衛生委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した構成員がその職務を代行する。

(衛生委員会の運営等)

第14条 衛生委員会は、委員長が招集し、原則として月1回以上開催する。

2 委員長は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を教職員に周知しなければならない。

3 委員長は、衛生委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

4 衛生委員会の事務局は、総務課に置く。

5 この規程に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会が定める。

(健康診断の実施)

第15条 理事長は、教職員に対して医師による健康診断を行う。

2 健康診断は、新規採用健康診断、定期健康診断、特殊業務従事者健康診断及びその他の健康診断に区分する。

3 教職員は、第1項の規定により実施される健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師による当該健康診断に相当する健康診断を受け、その診断書または証明書を理事長に提出したときは、この限りでない。

4 理事長は、健康診断の結果を教職員に通知しなければならない。

(新規採用健康診断)

第16条 新規採用健康診断は、常時勤務する教職員を雇い入れるときに、理事長が健康診断を行う必要があると認める場合に実施する。

2 新規採用健康診断の検査項目は、省令第43条各号に掲げる項目及び理事長が別に定める項目とする。

3 前2項に掲げるもののほか、新規採用健康診断の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(定期健康診断)

第17条 定期健康診断は、常時勤務する全ての教職員に対し、毎年一回以上、定期的に、実施する。

2 定期健康診断の検査項目は、省令第44条第1項各号に掲げる項目及び理事長が別に定める項目とする。

3 第16条第3項の規定は、定期健康診断について準用する。この場合において、同条同項中「新規採用健康診断」とあるのは、「定期健康診断」と読み替えるものとする。

4 前項の健康診断のほか、衛生管理上必要があると認める職員に対し、人間ドックを実施する。

5 前項の検査に要する費用は、受診者がその一部を負担しなければならない。

(特殊業務従事者健康診断)

第18条 特殊業務従事者健康診断は、令第22条に規定する業務及びそれに準ずる業務で理事長が指定するものに従事する教職員について、定期的に、実施する。

2 特殊業務従事者健康診断の検査項目は、理事長が別に定める項目とする。

3 理事長は、前項の検査項目を定めようとするときは、あらかじめ、産業医の意見を聴かなければならない。

4 第16条第3項の規定は、特殊業務従事者健康診断について準用する。この場合において、同条同項中「新規採用健康診断」とあるのは、「特殊業務従事者健康診断」と読み替えるものとする。

(その他の健康診断)

第19条 その他の健康診断は、理事長が健康管理上必要と認める教職員に対し、随時に、実施する。

2 理事長は、前項の検査項目を定めようとするときは、あらかじめ、産業医の意見を聴かなければならない。

3 第16条第3項の規定は、その他の健康診断について準用する。この場合において、同条同項中「新規採用健康診断」とあるのは、「その他の健康診断」と読み替えるものとする。

(他の医師による健康診断)

第20条 教職員は、疾病その他やむを得ない理由により健康診断を受けることができなかつた場合においては、その理由のやんだ後、速やかに、当該健康診断に係る検査項目について他の医師による健康診断を受け、診断書又は証明書を理事長に提出しなければならない。

(検査項目の省略)

第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断の期日の前3月以内に他の医師による健康診断を受け、その診断書又は証明書を理事長に提出したときは、同一項目の検診を省略することができる。

(受診義務)

第22条 教職員は、理事長に健康診断を命ぜられた場合は、指定された日時及び場所において診断を受けなければならない。

2 職務その他やむを得ない理由により、健康診断を受けることができなかつた教職員は、速やかにその旨を連絡し、必要な指示を受けなければならない。

(健康管理区分)

第23条 教職員の健康管理は、各教職員の健康状態を次の各号に定める健康管理区分に分類して行う

(1) 生活規制の面からの区分

- ア A (要休業) 勤務を休む必要のあるもの
- イ B (要軽業) 勤務に制限を加える必要のあるもの
- ウ C (要注意) 勤務をほぼ正常に行ってよいもの
- エ D (制限不要) 平常生活でよいもの

(2) 医療の面からの区分

- ア 1 (要医療) 医師による直接の医療行為を必要とするもの
- イ 2 (要観察) 医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
- ウ 3 (観察不要) 医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの

2 教職員の健康管理区分の決定は、健康診断の結果(第15条第3項ただし書及び第20条の規定による他の医師による健康診断の結果を含む。)により、産業医の意見に基づき、理事長が行う。

3 健康管理区分は、定期健康診断、特殊業務従事者健康診断及びその他の健康診断によ

る場合のほか、次条の規定による健康管理区分の変更申請により変更することができる。  
この場合においても、産業医の意見に基づき、理事長が行う。

(健康管理区分の変更の申請)

第24条 次に掲げる場合は、当該教職員は、速やかに健康管理区分変更申請書に医師の診断書、その他必要な資料を添え、理事長に提出しなければならない。

(1) 制限不要に健康管理区分されている者、要注意に健康管理区分されている者（以下「要注意者」という。）又は要軽業に健康管理区分されている者（以下「要軽業者」という。）が、健康診断の後発病し、又は病状が悪化した場合

(2) 要休業に健康管理区分されている者（以下「要休業者」という。）、要軽業者又は要注意者の病気が回復し、又は良好な状態になった場合

(健康管理区分の通知)

第25条 理事長は、健康診断を実施した場合は、その結果に基づく健康管理区分の決定又は変更の有無を、教職員に通知しなければならない。第23条第3項の規定により、健康管理区分の変更があった場合も、同様とする。

(要注意者及び要軽業者に対する措置等)

第26条 理事長は要注意者に対し、時間外勤務及び出張の制限、職務内容の変更等必要な措置を講ずる。

2 理事長は、要軽業者に対し、原則として時間外勤務及び出張を命じないこととし、勤務時間の短縮、職務内容の変更等必要な措置を講ずる。

3 要注意者又は要軽業者は、理事長の指示に従い、過労を避け、健康の回復に努めなければならない。

4 要軽業者は、要軽業者に健康管理区分された日から3月ごとに、療養状況報告書に病状の経過を記載した医師の診断書を添え、理事長に提出しなければならない。

(要休業者に対する措置等)

第27条 理事長は、要休業者に対し、出勤を停止する措置を講じなければならない。

2 要休業者は、要休業に健康管理区分された日から、療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

3 要休業者は、要休業に健康管理区分された日から3月ごとに、療養状況報告書に病状の経過を記載した医師の診断書を添え、理事長に提出しなければならない。

(健康診断の記録)

第28条 理事長は、健康診断の結果及び健康管理区分並びに要注意者及び要軽業者に対して講じた措置を記録し、常に教職員の健康状態を把握しておかななければならない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果を教職員に通知しなければならない。

(理事長の措置)

第29条 理事長は、教職員の身体的又は精神的事由により、職務に支障がある場合又は健康保持上好ましくない場合は、その教職員の状況を調査し、必要がある場合は健康診断を受けさせなければならない。

2 第22条から第28条までの規定は、前項の健康診断について準用する。

(ストレスチェック)

第29条の2 理事長は、法第66条の10の規定により教職員に対して、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

2 ストレスチェックの実施体制、実施方法及び不利益な取扱い防止等の実施に係る事項は、別に定める。

(予防接種)

第30条 理事長は、教職員に対して、必要に応じて予防接種を行わなければならない。

2 予防接種の実施方法、期日等は、理事長がその都度定める。

3 教職員は、指示された予防接種を受けなければならない。

(防疫及び環境衛生)

第31条 理事長は、常に職場及びその附属施設等の清潔を保持し環境衛生について十分留意しなければならない。

2 理事長は、職場において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第4項の三類感染症、同条第6項の指定感染症又は同条第7項の新感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所轄の保健所と緊密に連絡しなければならない。

(安全の確保)

第32条 教職員は、職務の執行にあたっては、常に安全が確保されるよう十分留意しなければならない。

(健康教育等)

第33条 理事長は、教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 教職員は、前項の理事長が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(安全衛生教育)

第34条 理事長は、教職員の安全衛生教育のため、必要な措置を行わなければならない。

(労働監督機関への報告等)

第35条 理事長は、法第100条に規定するところにより、次に定めるとおり所轄の労働監督機関に報告しなければならない。

(1) 一般定期健康診断及び特別定期健康診断の結果のうち報告が必要なもの

(2) 衛生管理者、産業医等の選任のうち報告が必要なもの

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な報告等

(秘密の保持)

第36条 教職員の安全衛生に関する事務に従事する教職員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を他に洩らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、また、同様とする。

(その他)

第37条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月29日から施行する。